

(1) 鈴木家住宅主屋、裏座敷及び渡り廊下について

所在地： 碧南市浅間町5丁目35番地

所有者： 個人

名 称	形 式	建 設 年 代	登 録 基 準
鈴木家住宅主屋	木造二階建、 瓦葺	明治後期／ 昭和34(1959)年改修	造形の規範となっているもの
鈴木家住宅裏座敷 及び渡り廊下	木造平屋建、 瓦葺	昭和前期	造形の規範となっているもの

【概要】

肥料問屋の主屋で木造二階建、切妻造¹ 葺^{きりづまづくり} 瓦^{さんがわらぶき} 葺^{ひらいり} 平入³である。正面はせがい造⁴、外壁は下見板張⁵である。金庫を備えた箱階段等凝った造作を備える。

裏座敷は主屋から渡り廊下で接続する隠居所であり、内部は十畳座敷の一室で、床の間と地袋⁶付床脇を備える。渡り廊下は高塀を兼ね、片流れ屋根葺瓦葺で便所を南端に付す。

切妻造¹：本をなかばひらいて伏せた形の屋根

葺瓦葺²：横断面が波型（S字型）の平瓦で葺いたもの

平入³：切妻造の大棟に平行な側（平）から建物に入る構造のこと

せがい造⁴：町家・商家の軒先を支える木組みの構造・意匠

下見板張⁵：横長の板を用いる板張り技法の一種

地袋⁶：床脇に設けられる戸棚のこと



鈴木家住宅主屋



鈴木家住宅裏座敷及び渡り廊下

国登録有形文化財(建造物)の制度について

従来の文化財指定制度(国の指定)を補完する新しい保護手法として、平成8(1996)年10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

また、建造物とは住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

登録有形文化財(建造物)の登録状況

1 碧南市について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(2件)を加えて、官報告示を経て、4件となる予定である。一覧は以下の通りである。

種別	名称	員数	所有者	登録年月日
建築物	九重味淋大蔵	1棟	個人	平成17年2月9日
その他 工作物	愛知県立碧南高等学校正門門柱 (旧愛知県碧南国民学校正門)	1基	愛知県	平成29年6月28日
建築物	鈴木家住宅主屋	1棟	個人	新規
建築物	鈴木家住宅裏座敷及び渡り廊下	1棟	個人	新規

2 愛知県について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(6件)を加えて、官報告示を経て、581件となる予定である。

3 全国について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(163件)を加えて、官報告示を経て、15,041件となる予定である。

区 分		新 規 登 録	累 計※
登 録 数	碧 南 市	2件	4件
	愛 知 県	6件	581件
	全 国	163件	15,041件